

平成 24 年 1 月 25 日

各 位

会社名 サムティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 森山 茂
(JASDAQ・コード3244)
問合せ先 取締役経営企画室長 小川 靖展
電話番号 06-6838-3616 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 1 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 2 月 28 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

経営体制の一層の強化、充実を図るため、以下の「2. 定款変更の内容」に記載の変更案第 19 条第 2 項のとおり、役付取締役として「取締役副会長」を新設するとともに、変更案第 20 条のとおり、取締役会の招集権者及び議長を「代表取締役社長」から「取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役」に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 18 条 (条文省略)	第 1 条～第 18 条 (現行どおり)
(代表取締役及び役付取締役) 第 19 条 (条文省略) 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第 19 条 (現行どおり) 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、 <u>取締役副会長</u> 、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>代表取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2 <u>前項の代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第 21 条～第 38 条 (条文省略)	第 21 条～第 38 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更を付議する株主総会開催日：平成 24 年 2 月 28 日 (予定)
定款変更の効力発生日：平成 24 年 2 月 28 日 (予定)

以上

本報道発表文は、「定款の一部変更に関するお知らせ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。